

2財第177号
令和2年10月23日

各 部 長
出 納 局 長
教育委員会 教育長
警察本部 長
公営企業管理 者
各 事 務 局 長
各 地 方 局 長

様

総務部長

令和3年度当初予算の編成について

我が国経済は、これまで経験したことのない国難とも言うべき局面を迎えており、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」）の影響により、企業収益は大幅な減少が続き、雇用環境も弱い動きとなるなど、極めて厳しい状況にある。そして、新型コロナの収束がいまだ見通せず、景気の先行きが一層不透明感を増している中、国は、社会全体のデジタル化を強力に推進し、質の高い社会経済の実現を目指すとしており、国と地方が一体となって、将来にわたって持続的な成長を実現していくことが求められている。

また、本年7月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」では、コロナ禍を受けて、「新たな日常」に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正に向けた地方創生の取組みをより一層強化するとしている。

さらに、国では、二度にわたる補正予算の編成に伴い大規模な財政出動を要したことにも加え、国税収入の大幅な減少が見込まれるとともに、近年頻発する大規模自然災害への対応に追加の財政需要が生じるおそれもあるなど、財政健全化に向けた道筋は不透明であり、現時点では、今後の地方財政に与える影響を見通すことは一段と困難な状況にある。

このような中、本県においては、最優先課題である西日本豪雨災害からの創造的復興をはじめ、公約の3本柱である防災・減災対策や、人口減少対策、地域経済活性化対策を深化させるとともに、喫緊の課題である新型コロナの感染防止や医療提供体制の確保等の対策やデジタル技術の活用等による新型コロナウイルスの存在を前提とした「新たな日常」の実現など、重要施策の積極的な推進を図るため、より足腰の強いかつ持続可能な財政基盤の構築が不可欠であることから、「財政健全化基本方針（第3ステージ）」の下、歳入歳出全般にわたる対策と既存事業の抜本的な見直しを徹底することで、メリハリの効いた予算編成を行い、財政健全化を図りながら積極的な施策展開を実行していく必要がある。

したがって、令和3年度当初予算の要求に当たっては、下記の事項について十分精査、検討の上、適切な要求をされたい。

記

I 基本的事項

1 予算編成の基本姿勢

(1) 財政健全化基本方針（第3ステージ）及び新しい行政改革大綱（第3ステージ）を踏まえ、引き続き歳入歳出全般にわたる見直しに努めるとともに、市町や民間等との連携により愛媛県の総合力を発揮できるよう、各部局が主体性と責任を持って予算編成を行うこと。

なお、その見直しにおいては、新型コロナの影響や外部評価などの行政評価や包括外部監査結果に対する対応検討等も踏まえ、固定概念から脱却し、全ての事務事業を「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」の観点でゼロベースから抜本的に見直すことにより、事務事業の更なる「選択と集中」を図ること。

(2) 成果重視の政策立案に向けて、エビデンスに基づく予算要求を推進するため、現状とあるべき姿とのギャップ（問題）、やその原因、さらには、問題解決に向けた事業のインパクト（効果）、成果目標などを検証可能な数値・データの分析等により十分に説明できるものとともに、新型コロナの動向に留意しながら、絶えず新たな県民ニーズや事業効果により、事業を再構築するため以下の視点で見直し、職員の知恵と工夫でスクラップ・アンド・ビルトを徹底すること。

- ① そのままで求める事業効果が発現するもの
- ② 手法等を変えることで、求める事業効果が発現するもの
- ③ 求める事業効果が得られないため、廃止すべきもの

(3) 当初予算は年間総合予算であることから、新規事業を含め、年間所要額を的確に要求すること。なお、補正予算については、当初予算編成後に生じた緊急課題への対応など必要最小限の編成とするが、新型コロナの影響による国の動向等を十分に踏まえ、必要に応じて適宜対応すること。

2 特別枠等の設定

(1) 知事公約の実現を図るため、昨年度に引き続き『愛顔枠』を設定するので、愛媛の未来づくりプラン「重点戦略方針」等を踏まえ、優先度、重要度、緊急性の高い事業を要求すること。

(2) 県民の安全・安心を確保するため、引き続き『防災・減災強化枠』を設定するので、県独自の対策や国の方針等を踏まえ、緊急に実施すべき事業について要求すること。

(3) 新型コロナウイルスの存在を前提とした「新たな日常」の実現に向け、必要な事業について適切に要求すること。

(4) 西日本豪雨災害からの創造的復興に向け、必要な事業について適切に要求すること。
(5) 地方局からの予算要求システムを継続し、『地方局直接予算要求枠』を設定するの

で、圏域の固有課題解決のため適切に対応すること。

3 予算編成に当たっての留意事項

- (1) 新型コロナによる影響を踏まえ、感染防止対策、検査・医療提供体制の確保はもとより、現下の経済・雇用情勢に応じた雇用創出等民間需要の積極的な誘発など、その対策には万全を期すこと。
- (2) 二重行政の解消や共通する地域課題解決のため、県と市町の組織の垣根を越えた連携の拡大・深化に配慮すること。
- (3) 南予地域の活性化対策については、復興状況を見極めた将来につなげる対応なども含め、引き続き配慮すること。
- (4) 国庫補助負担金等による事業については、新型コロナ対策や地方創生などの動きを含め、国の予算編成の動向を十分に把握し、適切に対応すること。
なお、新規事業はもとより継続事業についても、事業の必要性、緊急性を十分検討の上で、安易に受け入れることなく真に行政効果があるものに限定すること。また、補助率の変更等による任意の県費継足しや、県単独事業への振替を行わないこと。
- (5) 大規模事業は、厳しい財政状況を踏まえ、歳出の削減に向けてこれまでも事業計画の見直しに取り組んだところであるが、更なる見直しを進めること。
なお、庁舎等の耐震化や大規模修繕については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、真に緊急性が高いものに限った要求とすること。
- (6) 新型コロナ等の影響を踏まえ、主体的な既存事業の廃止・縮小・休止により財源確保を図った場合のインセンティブ制度を創設し、また、成果連動型の事業を導入する場合には優先的に財源を配分することとしているので、積極的に活用すること。

II 一般会計予算に関する事項

1 歳入について

- (1) 県税については、税制改正の動向に十分留意し、当面、現行制度により積算するものとするが、今後における経済動向を勘案するとともに、新型コロナの影響を可能な限り踏まえた的確な見積りを行うこと。
なお、税収の確保を図るため、課税自主権の発揮、税負担の公平性の確保と徴収率の向上、滞納額の縮減に一層努めること。
- (2) 地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税及び交通安全対策特別交付金については、国の予算編成及び地方財政計画の動向に留意し、的確な算定に努めること。
- (3) 分担金、負担金など地元負担を伴うものについては、現行制度により積算すること。
- (4) 使用料、手数料及び財産貸付収入については、現行料率により算定することとし、国の基準改正、受益者負担の適正化等の見地から、改正・新設の必要があるものについては、別途検討すること。

- (5) 国庫支出金については、国の動向を把握し、適正な見積りを行うとともに、超過負担については、実態を分析、検討し、解消に努めること。
また、民間資金についても、積極的な導入に努めること。
- (6) 財産収入（財産貸付収入を除く。）、諸収入については、次の点について特に検討を加え、収入の確保に努めること。
- ① 公共施設等総合管理計画を踏まえ財産の適正な管理に努め、遊休財産及び不用品の整理を行い、適正な処分及び有効活用を図ること。
また、各部局が所管している県有地についても、歳入確保に資する有効活用や処分の検討に取り組むこと。
- ② 基金及び歳計現金については、公金管理方針を踏まえ、一層の効率運用に努めること。
- ③ 県広告媒体への広告導入をはじめ、企業や民間団体との連携などによる収入源の確保に努めること。なお、既存の取組みについても、更なる工夫の余地がないか検討すること。
- (7) 県債については、地方財政計画等の動向に留意するとともに、その抑制に取り組むこと。
- (8) 税以外の未収債権については、債権別行動計画に基づき滞納未然防止を図るとともに、債権回収の強化を図ること。

2 歳出について

- (1) 枠配分対象経費（維持管理費、公共事業費、定型的県単独事業費、一般県単独事業費、直轄事業負担金、一般行政指導経費）については、別途通知した枠配分額の総額の範囲内で、各部局の責任において調整を徹底し、厳守すること。
また、新型コロナ対策については、国の対策の動向や国内の感染状況等を踏まえ、年間所要額を適正に要求すること。
ただし、今後の地方財政計画の動向等により、歳入の見通しに大幅な変動が生じた場合には、減額を含めた再配分を行うことがある。
- (2) 人件費及び人当経費については、次の諸点に留意し、要求すること。
超過勤務については職員の健康保持や公務能率の向上を図る観点からも、なお一層事務の簡素合理化に努め、各職場が一丸となってその縮減に向けた取組みを強力に進めること。
- ① 職員数は、令和2年1月1日現在の配置定数を基礎に積算すること。
② 法令の改正、施設の新增設、事業量の増大等に伴う人員増は、原則として組織機構の簡素化、事務処理方法の改善、事務事業の民間委託、職員の配置転換等によって措置すること。
さらに、現在の配置数についても、「令和3年度の組織、定数等の見直しについて（通知）」（令和2年9月23日付け人事第248号）に従い、徹底した見直しを行うこと。

- ③ 国庫補助職員、事業費支弁職員については、適正な事業執行計画の下に、原則として補助対象人員又は事業費の範囲内で支弁することとし、不足額が生じないよう努めること。
- ④ 給与費は、令和3年1月1日現在の現給見込額を基礎として積算すること。ただし、特別職については、知事等の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）による減額措置前の給料月額に基づくこと。
- ⑤ その他関係経費については、別途通知した「令和3年度予算積算単価表」により積算すること。
- (3) 社会保障関係経費については、国の「概算要求の具体的な方針」の中で「要求額は、基本的に前年度同額。年金・医療等については、高齢化等に伴う自然増、社会保障の充実等の平年度化に伴う増加の取扱い等は、予算編成過程で検討」とされていることから、国の施策の動向、措置対象人員の推移等を的確に掌握し、年間所要額を要求すること。
- (4) 公債費については、償還計画に基づき年間所要額を要求すること。
- (5) 維持管理費については、施設の適切な管理を図る中で効率的な運営を徹底し、要求すること。（枠配分額は一般財源ベースで令和2年度9月現計予算額（以下「前年度予算額」という。）の100%）
なお、使用料収入等の実績が伴わない施設については、実績に応じて経費の縮減を図ること。
- (6) 公共事業費については、県の実情に即した選択的導入に徹し、緊急度、投資効果、後年度負担、執行可能な事業量などを十分検討、精査するとともに、公共事業に係る国の見直しの動きに特に留意して、導入すべき事業については適正に要求すること。
(枠配分額は前年度予算額の100%)
- (7) 県単独事業費（投資的経費）についても、緊急度、投資効果、後年度負担、執行可能な事業量などを十分検討、精査して要求すること。
また、本来、公共事業費として計画されるべき事業が県単独事業費により実施されることのないよう、長期的視点に立って財源の効率的活用と計画的な事業の推進に努めること。（枠配分額は前年度予算額の100%）
なお、地元市町の財政負担を伴う事業にあっては、事業の内容、負担額等について関係部局とあらかじめ十分連絡調整を行うこと。
- (8) 受託事業費については、事業の性格、事務量と職員の処理能力等を検討し、やむを得ないものについて要求すること。
- (9) 直轄事業負担金については、国の見直しの動きに留意し、事業計画の把握に努めて要求すること。（枠配分額は前年度予算額の100%）
- (10) 災害復旧事業費については、次により要求すること。
- ① 過年発生補助災害復旧事業費については、査定額を基礎に年次別復旧進度率により積算した額
② 過年発生単独災害復旧事業費については、既往年度の復旧状況を勘案した額
③ 現年発生災害復旧事業費については、過去の復旧実績等を勘案した必要見込額

- (11) 大会開催（補助）経費については、事業の効果、必要性等を十分検討し、要求すること。
- (12) 貸付金、出資金等については、その目的、資金需要及び金融情勢を考慮し、対象者、方法、協調融資、金利等について十分精査、検討を行い、真にやむを得ないものについて要求すること。
- (13) 一般行政指導経費は、事業の必要性・緊急性を十分検討し、要求すること。（枠配分額は前年度予算額の100%）
- (14) その他
 - ① 部局単独で対処することが困難な行政課題については、経費の効率化、重点化を図るため、関係部局で調整、協議の上で主管課を定め、当該課から必要な額を精査し要求すること。
 - ② 地方局直接予算要求については、関係部局の予算要求と重複は認めないので、地方局と関係部局とで十分に調整、協議を行った上で、要求すること。
 - ③ 公共工事に係る経費については、新たな制度や基準の導入を検討しながら徹底した工事コスト縮減に努め、限られた事業費で同等以上の事業量が確保できるよう努めること。
 - ④ 業務の電算化のため新たにシステム開発を行おうとする場合は、必ず企画振興部と技術面等を十分協議した上で、要求すること。
 - ⑤ 地方創生のための交付金を活用する事業の予算要求については、「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」や地域再生計画等と整合を図る必要があるため、必ず企画振興部と十分協議した上で、要求すること。
 - ⑥ 各種民間助成制度の積極的な利活用を図り、県負担の軽減に努めること。
 - ⑦ 複数業者から参考見積を徴取するなど、「入札における競争環境の確保について（通知）」（令和元年10月1日付け元会第164号）に従った対応を徹底すること。
 - ⑧ 予算の編成段階はもとより、執行段階においても徹底した経費の節減に努めることとし、予算は全額執行するものという従来意識は捨て、不用となった経費については執行留保に努めること。
 - ⑨ 特に新規事業については、成果目標等の速やかな達成に向け、年度当初から計画的に着手できるよう、年間の執行スケジュールを十分精査して要求すること。

3 債務負担行為に関する事項

債務負担行為は、制度本来の趣旨に基づく適正な運用に留意し、将来の財政運営を圧迫する原因とならないよう、対象事業及び限度額等について精査し、要求すること。

4 基金に関する事項

基金については、その設置目的を踏まえた必要性や規模の適正化にも十分留意しながら、各基金条例の規定に基づき、引き続き適正な管理・運用に努めること。

III 特別会計及び企業会計に関する事項

一般会計に準じ要求するとともに、当該会計の経営状況等を十分検討し、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないよう節度のある財政運営に徹し、健全経営の確立に努めること。また、繰越金については、特別会計の将来収支見込み等に基づいた適正な規模とすること。

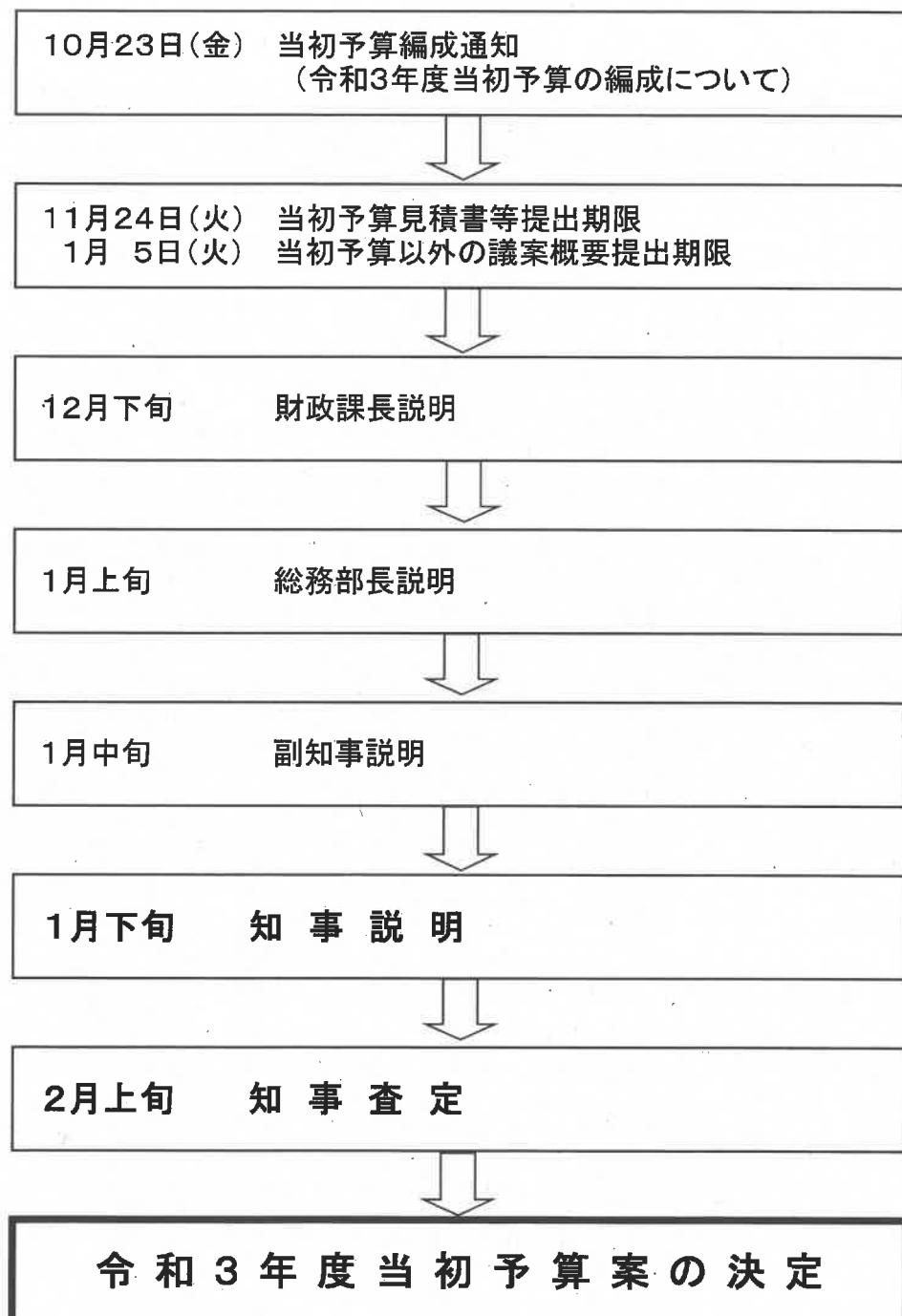
特に、企業会計については、厳しい経営環境に鑑み、収入の確保に特段の努力を払うとともに、事務事業の合理化、効率化を更に徹底し、独立採算による経営が確立されるよう十分配慮し、改善見通しを立てた上で要求すること。

IV その他の事項

- 1 要求に当たっては、別表に記載する重要政策（A経費）、一般政策（B経費）、経常的経費（C経費）の区分により整理すること。
- 2 提出すべき書類は、「愛媛県予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年規則第48号）」の定めるところによるほか、別紙様式により作成の上、別途通知する部数を財政課へ1月24日（火）までに提出すること。
 - 当初予算見積書
 - 当初予算見積額一覧表
 - 当初予算見積額の事項説明書
 - 主要施策概要説明書
 - 予算要求状況表（別紙）
- 3 予算以外の案件については、件名及び概要説明書を来る1月5日（火）までに提出すること。
- 4 予算編成スケジュールは、別添参考の「令和3年度当初予算の編成スケジュール（予定）」のとおりである。

参考

令和3年度当初予算の編成スケジュール(予定)



※ 国の予算編成の動向等によって、今後変更することもあります。

別 表

予算における重要度別分類基準（A・B・C 経費）

個々の事業について、重要度に応じて、重要政策（A 経費）、一般政策（B 経費）、経常的経費（C 経費）に分類する。その分類の基準は、概ね次のとおりとする。

区 分	分 類 基 準
重 要 政 策 (A 経 費)	<p>経費の内容が政治的判断を必要とするもので、概ね次のような経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 政策的に重要な事業 2 重要な制度改正を伴うもの 3 後年度に多額の財政負担を生じるもの 4 重要な建築事業及び土地取得事業 5 投資的経費で重要なもの（大型県単、定型県単を含む） 6 職員経費のうち定数の変動に係るもの
一 般 政 策 (B 経 費)	<p>重要政策、経常的経費以外の経費とするが、概ね次のような経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 経常的な事務事業であるが、特定財源等の変動に伴うもの 2 投資的経費 3 団体助成経費、大会開催（補助）経費、貸付金・出資金等 4 社会保障関係経費
経 常 的 経 費 (C 経 費)	<p>原則として、次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 経常的な事務事業及び施設などの管理運営に要する経費 2 各種審議会、協議会等（継続分）に要する経費 3 経常的な講習会、研修会等に要する経費 4 各試験研究機関の経常的な試験研究に要する経費 5 経常的な指導、検査、取締り、許認可等に要する経費 6 職員経費 7 その他経常的な一般行政指導経費等

別紙

令和3年度予算要求状況表(一般財源ベース)

【 部】

性質分類	枠配分額	枠配分対象経費			枠配分対象外経費			小計	年間所要額	合計	
		当初予算 要求額 ②	補正見込額 ③	小計 ④=②+③	差引 ⑤=④-①	当初予算 要求額 ⑥	補正見込額 ⑦	⑧=⑥+⑦	当初予算 要求額 ⑨=②+⑥	補正見込額 ⑩=③+⑦	⑪=⑨+⑩
維持管理費											
公共事業費											
定型的単独事業費											
一般県単独事業費											
直轄事業負担金											
一般行政指導経費											
団体助成経費											
合 計											

〔記載上の注意〕

- ・対象は、一般会計の3年度年間予算(9月補正予算まで)とすること
- ・要求は、年間予算を要求することとしているので、「補正見込額⑦」の欄は、補正額の構算が困難なものなど、やむを得ない理由がある場合に限りその見込額を記入し、別紙様式1を作成すること
- ・12月、2月補正(増額分)での要求見込額については、別紙様式2を作成すること(本表には算入しない)
- ・枠配分対象外経費については、財政課が指定したものに限り記入すること(別紙様式3～7を作成すること)
- ・スクラップアンドビルド推進制度(成果運動型事業)を活用する場合は、活用状況を記入すること

令和3年度9月補正見込額に関する調

(別紙様式1)

- (注) 1 枠配分対象分と枠配分対象外分は別葉すること
 2 性質分類は、「維持管理」「公共事業」「一般事業」「直轄事業」「一般行政」のうち該当する分類を記入すること
 3 性質分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載すること

令和3年度12月補正見込額に関する調

(別紙様式2)

(注) 1 桁配分対象分と桿配分対象外分は別葉とすること

性質分類は、「維持管理」「公共事業」「一般県単」「直轄事業」「一般行政」のうち該当する分類を記入すること

3 性質分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載すること

別紙様式

令和3年度2月補正見込額に関する調

部】

(桦配分対象分・桦配分対象外分)

(注) 1 梱配分対象分と権配分対象外分は別業とすること
 2 性質分類は、「維持管理」「公共事業」「一般県単」「直轄事業」「一般行政」のうち該当する分類を記入すること
 3 性質分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載すること

框架分對象外經費要求狀況 (義務的經費)

(単位:千円)

性質分類		事項名		3年度見積額 A		9月調査時見込額 B		増減額 A-B		備考	
国	他県	国	他県	国	他県	国	他県	国	他県	国	他県
国	他県	国	他県	国	他県	国	他県	国	他県	国	他県
国	他県	国	他県	国	他県	国	他県	国	他県	国	他県
国	他県	国	他県	国	他県	国	他県	国	他県	国	他県
国	他県	国	他県	国	他県	国	他県	国	他県	国	他県
国	他県	国	他県	国	他県	国	他県	国	他県	国	他県
国	他県	国	他県	国	他県	国	他県	国	他県	国	他県
国	他県	国	他県	国	他県	国	他県	国	他県	国	他県
国	他県	国	他県	国	他県	国	他県	国	他県	国	他県
合計		国	他県	国	他県	国	他県	国	他県	国	他県

(注) 1 性質分類は、「維寺管理」「公事事業」「一般事業」「直轄事業」「一般具単」のうち該当する分類を記入する。

性質分類ごとに小計を記載】最後に部長の合計を記載する。

性質分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載すること

枠配分対象外経費要求状況
(当然増経費)

性質分類	事項名	3年度見積額		9月調査時見込額		増減額 A-B	備考
		A	B	国	他 真		
		国		国			
		他		他			
		真		真			
		国		国			
		他		他			
		真		真			
		国		国			
		他		他			
		真		真			
		国		国			
		他		他			
		真		真			
		国		国			
		他		他			
		真		真			
		国		国			
		他		他			
		真		真			
		国		国			
		他		他			
		真		真			
	合計	国		国			
		他		他			
		真		真			

(注) 1 性質分類は、「維持管理」「公共事業」「一般県単」「直轄事業」「一般行政」のうち該当する分類を記入すること

2 性質分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載すること

3 「備考」欄は、対象事業の内容及び9月調査時からの増減理由を記載すること

杆分配對象外経費要求狀況 (愛顏杵經費)

考

- 注1 性質分類は、「維持管理」「公共事業」「一般行政」「直轄事業」「一般企画」のうち該当する分類を記入すること

2 性質分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載すること

3 「優先順位」欄は、本事務事業における優先度の高い事業順に付すこと(同一の順位は認めない)

4 「新規」欄は、新規事業に○を記載すること

5 「復興」欄は、西日本豪雨災害からの創造的復興に向けた事業に○を記載すること

6 「新たな日常」欄は、新型コロナウイルスの存在を前提とした新たな日常の実現に向けた事業に○を記載すること

7 「長期計画」欄は、別紙参考の「愛媛の未来づくりプラン」該当施策番号を記載すること

（防災・減災強化枠経費） 枠配分対象外経費要求状況

部	性質分類	優先順位	新規	復興	新たな日常	3年度 目標額	財源	内訳	事業概要			長期 計画 備考
									貯蓄支出金	その他	一般財源	

「一般行政」のうち該當する分類を記入すること

2 性質分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載すること

3 「優先順位」欄は、本表掲載事業における優先度の高い事業順位に付すこと（同一の順位は認めない）

「新規」欄は、新規事業に○を記載すること

「復興」欄は、西日本豪雨災害からの創造的復興に向けた事業に〇〇を記載すること

6 「新たな日常」

ア「長期計画」欄は、別紙参考の「愛媛の未来づくりプラン」該当施設番号を記載するところ

（地方局）経費要求状況

(注)1 性質分類は、「維持管理」「公共事業」「一般行政」「直轄事業」「直営単」うち該当する分類を記入すること

2 性質分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載すること

3 「新規」欄は新規事業に〇を記載する。→

「お死」の間、多少口本音で「お死」を言つた事幾つかある。

「復興」側も、(4)日本家業の火事に因りに事業に〇〇を記載する。

スクラップ・アンド・ビルド推進制度の活用状況

【部(愛顔林)】

事業名		金額	スクラップ・アンド・ビルドの概要
	国 他 県		
	国 他 県		
	国 他 県		
合計	国 他 県		

(注)1 「スクラップ・アンド・ビルドの概要」欄は、成果指標の状況等を記載すること

第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」 施策一覧

	番号	施 策 名
分 野 別 計 画	1	地域に根ざした産業の振興
	2	企業誘致・留置の推進
	3	新産業の創出と産業構造の強化
	4	若年者の就職支援と産業人材力の強化
	5	多様な人材が活躍できる環境整備
	6	力強い農林水産業を支える担い手の確保
	7	攻めの農林水産業を展開するための基盤整備
	8	選ばれる産地を目指した技術開発の推進
	9	愛媛産品のブランド力向上
	10	営業力の強化と市場拡大
	11	戦略的なプロモーション活動の推進
	12	魅力ある観光地づくりと国際観光の振興
	13	国際交流の促進
	14	自転車新文化の拡大・深化
	15	広域・高速交通ネットワークの整備
	16	地域を結ぶ交通体系の整備
	17	未来につなぐ協働のきずなづくり
	18	男女共同参画社会づくり
	19	人権が尊重される社会づくり
	20	地域を支える人材づくり
	21	地域集落の機能強化
	22	高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現
	23	障がい者が安心して暮らせる共生社会づくり
	24	地域福祉を支える環境づくり
	25	生涯を通じた心と体の健康づくり
	26	安全・安心で質の高い医療提供体制の充実
	27	救急医療体制の充実
	28	快適な暮らし空間の実現
	29	I C T 環境の整備
	30	消費者の安全確保と生活衛生の向上
	31	水資源の確保と節水型社会づくり
	32	交通安全対策の推進
	33	犯罪の起きにくい社会づくり
	34	原子力発電所の安全・防災対策の強化

	番号	施策名
分 野 別 計 画	35	防災・危機管理体制の強化
	36	災害から県民を守る基盤の整備
	37	安心して生み育てることができる環境づくり
	38	子ども・若者の健全育成
	39	魅力ある教育環境の整備
	40	確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進
	41	特別支援教育の充実
	42	教職員の資質・能力の向上
	43	学び合い高め合う生涯学習社会づくり
	44	個性豊かな愛媛文化の創造と継承
	45	スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり
	46	競技スポーツの振興
	47	環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進
	48	地球温暖化対策の推進
	49	環境への負荷が少ない循環型社会の構築
	50	良好な生活環境の保全
	51	豊かな自然環境と生物多様性の保全
	52	魅力ある里地・里山・里海づくり
	53	再生可能エネルギー等の利用促進
	54	低炭素ビジネスの振興
	55	恵み豊かな森林（もり）づくり
推 進 姿 勢	56	地方分権改革の実現に向けた挑戦
	57	機能的な組織・業務体制の構築や効率的かつ効果的な行政運営に向けた挑戦
	58	財政の健全化に向けた更なる挑戦
	59	「チーム愛媛」の推進による基礎自治体との連携
	60	多様な主体との協働・連携
	61	広域的な視点による他地域との連携
	62	独自性の高い“愛媛発”的新たな政策の創造
	63	新たな戦略の創造